

デイサービス フラワーサーチ
指定通所介護事業
介護予防通所サービス事業
運 営 規 程

株式会社オリジン

(事業の目的)

第1条 株式会社オリジンが開設するデイサービス フラワーサーチ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員、機能訓練指導員（以下「生活指導員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活をいとなむことができるよう、必要な日常生活上の世話、機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 介護予防通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者又は事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス フラワーサーチ
- (2) 所在地 豊橋市東高田町 670 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - 生活相談員 2名以上
 - 看護職員 7名以上
 - 機能訓練指導員 3名以上
 - 介護職員 14名以上

従業者は、指定通所介護及び介護予防通所サービスの提供を行なう。

- (3) 事務職員 1 名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日を含む）とする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日まで除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分までとする。

(指定通所介護及び介護予防通所サービスの単位および利用定員)

第 6 条 指定通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員は 40 名とする。

(指定通所介護及び介護予防通所サービスの内容及び利用料等)

第 7 条 指定通所介護及び介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額又は東三河広域連合が定める額とし、当該指定通所介護及び介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は東三河広域連合が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴（一般浴）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 運動機能向上訓練（介護予防）

- 2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から、1 km につき 6 0 円

- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、1 時間 5 0 0 円を徴収する。

- 4 食 費は、800 円

- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に関する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は豊橋市・湖西市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待の防止のために設置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に月1回実施すること。

(4) その他虐待防止のために必要な措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事業のほか、運営に関する重要事項は、株式会社オリジンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

全ての規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

全ての規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

全ての規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

全ての規程は、令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

全ての規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

全ての規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

全ての規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

全ての規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。